

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年8月30日（令和3年（行情）諮問第348号）

答申日：令和5年2月13日（令和4年度（行情）答申第518号）

事件名：特定労働基準監督署の監督復命書（特定年度分）の表面の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成28年度 特定労働基準監督署監督復命書の表面（様式第1の1号）全て」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の2欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年3月26日付け東労発総開第1-492号（2）により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

原処分を取り消すとの決定を求める。

本件対象文書には、法5条2号イに該当する情報は含まれていない。

本件対象文書には、法5条4号に該当するものが記載されている部分はない。

本件対象文書には、法5条6号に該当するものが記載されている部分はない。

よって、厚生労働大臣に審査を請求する。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年3月26日付け（同月27日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が令和2年4月24日付け東労発総開第1-491~495号により開示決定等の期限の特例規定の適用を行い、令和3年3月26日付け東労発総開第1-492号(2)により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和3年5月31日付け(同年6月1日受付)で本件審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分で不開示とした情報のうち、下記(3)エに掲げる部分については新たに開示し、その余については、法の適用条項について法5条6号を法5条6号イに改めた上で、原処分を維持することが妥当であると考えます。

(3) 理由

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「平成28年度特定労働基準監督署監督復命書の表面(様式第1の1号)全て」であり、特定労働基準監督署において探索を行ったところ、平成28年度に行った監督指導の記録が認められたことから、当該監督指導に当たって作成されたもののうち、本件開示請求書に記載された該当行政文書を本件対象文書として特定した。

イ 不開示情報該当性について

本件審査請求においては、原処分における不開示条項の根拠条項のうち、法5条1号以外の条項につき不服を申し立てているため、以下当該条項について述べる。

(ア) 監督復命書

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

(イ) 法5条2号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定事業場における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

したがって、これらの情報は、法5条2号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法5条4号及び6号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、当該特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。

これらが公にされた場合には、事業場や労働者と特定労働基準監

督署との信頼関係が失われ、事業場や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、また事業場においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも協力的でなくなり、ひいては労働基準関係法令違反の隠蔽につながるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ労働基準監督機関が行う事務に関する情報であって検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれさらに違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法5条4号及び6号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書の中で、上記第2の2のとおり主張しているが、不開示情報該当性については、上記イで示したとおりであることから、審査請求人の主張は失当である。

エ 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした本件対象文書のうち、別表（理由説明書別表（略））に掲げる部分については、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求については原処分において不開示とした情報のうち、上記(3)エで開示するとした部分については新たに開示し、その余については、法の適用条項について法5条6号を法5条6号イに改めた上で、原処分を維持するべきである。

2 補充理由説明書

法19条の規定に基づき、令和3年8月30日付け厚生労働省発基0830第3号により諮問した令和3年（行情）諮問第348号に係る諮問書理由説明書について、当該理由説明書では法5条1号以外の条項にかかる不開示情報該当性について説明したところであるが、法5条1号の不開示情報該当性については、(3)イ（イ）として以下のとおり追記する。

法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年8月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 令和4年12月8日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 令和5年1月11日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月8日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求に対し，処分庁は，法11条の規定を適用した上で，本件対象文書を特定し，その一部を法5条1号，2号イ，4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ，審査請求人は，不開示とされた部分の開示を求めている。

これに対し，諮問庁は，原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示するとともに，本件対象文書の不開示部分に係る法の適用条項を法5条1号，2号イ，4号及び6号イとした上で，原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書を見分した結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお，本件においては，不開示部分の全てについて法5条1号，2号イ，4号及び6号イの不開示理由が主張されているものとして，以下，検討を行う。

2 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の2欄に掲げる部分）について

通番3は，「業種」欄であるが，誤って記載された業種名が抹消されているものであり，対象事業場が特定されることになる情報であるとは認められない。

通番6は，「企業名公表関係」欄であるが，原処分において開示されている違反条項が「違反なし」の場合や，違反法条項・指導事項等の情報が明らかにされていない場合，労働基準関係法令違反に係る企業名公表の対象とならないことは明らかであることから，空欄について開示しても，対象事業場が特定されることになるとは認められない。

通番12は，「参考事項・意見」欄に記載された対象事業場の業態，当該事業場で行われていた作業，指導等の内容及び特定監督署担当官の意見の記載の一部であるが，原処分において開示されている事業場の業種，労働者数，違反法条項・指導事項等の情報と同様又はそれらから推認できる内容のほか，対象事業場が特定されることになる情報であるとは認められない。

通番13は，「確認までの間」，「備考1」及び「備考2」欄に記載

された日付，担当者印影及び完了を表す記号等であり，定型的な内容と認められる。

通番15は，欄外等に記載された手書きの各種メモであるが，対象事業場や個人が特定されることになる情報であるとは認められない。

標記の部分のうち，担当者の印影は法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であるが，当該部分は，公務員である当該個人の姓であり，その氏名は，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，公にするものとされているところ，これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから，同号ただし書イに該当する。その他の部分には個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また，当該部分は，これを公にしても，対象事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

さらに，犯罪の予防，鎮圧その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号，2号イ，4号及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の2欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 通番1，通番4ないし通番6，通番12，通番13及び通番15

当該部分は，「監督種別」，「監督重点対象区分」，「特別監督対象区分」，「企業名公表関係」及び「参考事項・意見」欄の各欄の記載並びに各種欄の内外に記載された手書きのメモである。

当該部分については，下記（ア）ないし（エ）の理由により，これを公にすると，労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれ，又は特定監督署の調査手法・内容等が明らかとなつて，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められる。

したがって，当該部分は，法5条6号イに該当し，同条1号，2号イ及び4号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(ア) 監督復命書の「監督種別」欄には，定期監督，災害時監督，災害

調査、申告監督及び再監督の5種類の臨検監督のうち、いずれかを記載することとされている。監督の種類を公にすると、仮に当該監督が申告監督であった場合には、原処分において監督年月日等が開示されていることから、監督を受けた事業者において、誰が申告をしたのか探索が行われ、それにより、労働者が違反等について申告を行ったことによって自らに不利益な取扱いが及ぶことを恐れて申告をちゅうちょすることとなり、労働者からの申告という労働基準監督機関の重要な情報源が損なわれるおそれがある。

また、「申告監督」の場合のみ不開示とすると、不開示の場合は「申告監督」であることが明らかになることに鑑みれば、「申告監督」以外の場合も含め、「監督種別」欄に記載された情報を不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「監督重点対象区分」欄には、監督の種類が定期監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、定期監督であることが明らかになり、また、記載がない場合において、直近に災害の発生等の事実がないときには、その臨検監督が申告監督であったことが明らかになり、監督種別が特定されることとなる。このため、「監督重点対象区分」欄を公にすると、上記(ア)と同様のおそれが生じる。

(ウ) 「特別監督対象区分」欄は、監督が特別監督の場合に限り、各労働基準監督機関で定めた特別監督対象区分が記載されることから、当該欄に記載がある場合には、特別監督であることが明らかになり、また、記載がない場合のみ開示すると、不開示となった場合には、特別監督であったことが明らかになる。このため、これを開示すると、特定監督署が臨検監督を行った際の手法、着眼点等が明らかになるものと認められる。

(エ) 「企業名公表関係」欄、「参考事項・意見」欄及び欄外に記載されたメモは、これを開示すると、臨検監督の端緒及び手法並びに監督官が臨検監督を行ったことにより判明した事実及び監督官の判断等が明らかとなる。

イ 通番2及び通番7ないし通番11

当該部分は、「労働保険番号」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」及び「店社」の各欄の記載の一部である。

当該部分には、対象事業場を特定することができる情報が記載されている。また、当審査会において本件対象文書を見分したところ、全ての対象事業場の「労働者数」、「労働組合」、「週所定労働時間」

及び「最も賃金の低い者の額」の各欄が原処分において開示されており、これらの各欄には、監督官が臨検監督を行ったことにより判明した各事業場の内部情報が記載されている。このため、これに加えて当該部分を公にすると、各対象事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号、2号イ及び4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 通番14

当該部分は、「面接者職氏名」欄の記載の一部である。

(ア) 通番14のア

当該部分には、監督官が臨検監督した際に面接した対象事業場の役職員の職氏名が記載されている。

当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であることから、法6条2項に基づく部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番14のイ

当該部分には、対象事業場を業として補佐する者の職氏名又は所属事務所名が記載されている。

当該部分は、監督を受ける対象事業場の対応体制に関する情報であり、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号、4号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、2号イ、4号及び6号イに該当することからなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の2欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、

2号イ及び6号イに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性（全て法5条1号，2号イ，4号及び6号イ該当性）

1 諮問庁がなお不開示として いる部分			2 1欄のうち開示すべき部分	
欄名等	該当箇所 の頁	通番		
「監督種 別」欄	全て	1	—	
「労働保 険番号」 欄	全て（空欄を除 く）	2	—	
「業種」 欄	16頁	3	全て	
「監督重 点対象区 分」欄	全て	4	—	
「特別監 督対象区 分」欄	全て	5	—	
「企業名 公表関 係」欄	全て	6	975頁，983頁，985頁，986頁	
「事業の 名称」欄	全て	7	—	
「事業場 の名称」 欄	全て（空欄を除 く）	8	—	
「事業場 の所在 地」欄	全て（空欄を除 く）	9	—	
「代表者 職氏名」 欄	全て（空欄を除 く）	10	—	
「店社」 欄	全て（空欄を除 く）	11	—	
「参考事 項・意 見」欄	各頁不開示箇所	12	8頁2行目1文字目ないし26文字目，5 行目1文字目ないし21文字目，11頁5 行目20文字目ないし27文字目，12頁 5行目3文字目ないし10文字目，16頁	

		<p>2行目1文字目ないし3行目8文字目, 25頁3行目1文字目ないし22文字目, 34頁2行目1文字目ないし7文字目, 30文字目ないし3行目15文字目, 40頁3行目1文字目ないし20文字目, 41頁4行目1文字目ないし13文字目, 24文字目ないし33文字目, 45頁2行目10文字目ないし28文字目, 47頁4行目9文字目ないし最終文字, 53頁1行目1文字目ないし26文字目, 54頁5行目1文字目ないし14文字目, 57頁1行目1文字目ないし26文字目, 62頁2行目1文字目ないし7文字目, 23文字目ないし3行目, 70頁3行目1文字目ないし7文字目, 16文字目ないし4行目7文字目, 76頁1行目1文字目ないし30文字目, 78頁2行目1文字目ないし6文字目, 21文字目ないし3行目2文字目, 6文字目ないし4行目6文字目, 86頁2行目1文字目ないし26文字目, 93頁2行目24文字目ないし最終文字, 96頁5行目11文字目ないし16文字目, 99頁5行目9文字目ないし34文字目, 106頁2行目1文字目ないし22文字目, 118頁1行目29文字目ないし2行目20文字目, 121頁4行目24文字目ないし5行目3文字目, 146頁4行目1文字目ないし15文字目, 154頁5行目1文字目ないし13文字目, 155頁1行目15文字目ないし最終文字, 157頁5行目1文字目ないし15文字目, 159頁4行目5文字目ないし22文字目, 5行目1文字目ないし13文字目, 162頁2行目, 163頁2行目, 164頁1行目18文字目ないし最終文字, 170頁1行目10文字目ないし2行目7文字目, 174頁2行目35文字目ないし4行目, 176頁1行目13文字目</p>
--	--	--

		<p>ないし最終文字， 184頁1行目10文字目ないし19文字目， 192頁1行目13文字目ないし30文字目， 196頁1行目1文字目ないし14文字目， 201頁5行目11文字目ないし22文字目， 219頁5行目11文字目ないし24文字目， 231頁3行目8文字目ないし4行目， 245頁2行目34文字目ないし3行目， 255頁3行目25文字目ないし4行目， 261頁3行目19文字目ないし4行目， 280頁2行目， 287頁4行目29文字目ないし5行目， 292頁2行目27文字目ないし33文字目， 37文字目ないし3行目14文字目， 294頁2行目1文字目ないし37文字目， 301頁3行目1文字目ないし18文字目， 309頁4行目1文字目ないし12文字目， 317頁2行目6文字目ないし12文字目， 28文字目ないし3行目， 320頁1行目1文字目ないし22文字目， 324頁3行目1文字目ないし10文字目， 325頁3行目1文字目ないし10文字目， 17文字目ないし29文字目， 342頁2行目1文字目ないし32文字目， 345頁2行目1文字目ないし32文字目， 352頁1行目13文字目ないし最終文字， 353頁4行目1文字目ないし13文字目， 354頁1行目5文字目ないし2行目14文字目， 358頁2行目20文字目ないし4行目， 359頁3行目1文字目ないし10文字目， 365頁1行目1文字目ないし20文字目， 374頁5行目1文字目ないし10文字目， 389頁2行目38文字目ないし3行目18文字目， 4行目5文字目ないし20文字目， 395頁3行目33文字目ないし4行目， 399頁4行目30文字目ないし5行目， 401頁2行目， 412頁1行目6文字目ないし2行</p>
--	--	--

		目, 4 1 9 頁 2 行目 1 4 文字目ないし 3 行 目, 4 2 4 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 2 行 目, 4 2 8 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 2 行 目 6 文字目, 4 3 1 頁 3 行目 1 文字目ない し 9 文字目, 4 3 3 頁 2 行目 5 文字目ない し 2 3 文字目, 4 3 6 頁 2 行目 1 文字目な いし 1 5 文字目, 2 1 文字目ないし最終文 字, 4 5 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 8 文 字目, 4 5 2 頁 5 行目 2 文字目ないし 1 1 文字目, 4 5 5 頁 2 行目 2 5 文字目ないし 3 5 文字目, 5 行目 8 文字目ないし 2 2 文 字目, 4 5 8 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 3 文字目, 4 6 3 頁 3 行目 1 文字目ないし 4 行目 4 文字目, 4 7 8 頁 3 行目 1 1 文字 目ないし 2 5 文字目, 4 7 9 頁 3 行目 1 1 文字目ないし 2 0 文字目, 4 8 1 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 4 8 4 頁 1 行 目 3 0 文字目ないし 2 行目, 4 8 8 頁 3 行 目 1 文字目ないし 1 1 文字目, 4 9 7 頁 3 行目 1 文字目ないし 2 3 文字目, 5 0 0 頁 3 行目 1 文字目ないし 2 7 文字目, 5 1 0 頁 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 2 1 文 字目ないし 2 行目, 5 1 1 頁 2 行目, 5 1 9 頁 3 行目 1 4 文字目ないし 2 3 文字目, 5 2 0 頁 3 行目 3 文字目ないし 2 0 文字 目, 5 2 4 頁 1 行目 1 3 文字目ないし 2 5 文字目, 5 2 9 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 8 文字目ないし最終文字, 5 3 4 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 5 3 5 頁 3 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 1 8 文字目ないし 3 6 文字目, 5 3 7 頁 4 行 目 6 文字目ないし最終文字, 5 4 0 頁 3 行 目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 5 5 8 頁 4 行目 2 文字目ないし最終文字, 5 6 3 頁 1 行目 1 文字目ないし 8 文字目, 5 6 8 頁 3 行目, 5 6 9 頁 2 行目 1 文字目ないし 5 文 字目, 2 0 文字目ないし 3 3 文字目, 5 7
--	--	--

		<p>2 頁 4 行目 9 文字目ないし 2 3 文字目, 5 8 5 頁 5 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 2 1 文字目ないし 3 2 文字目, 5 9 2 頁 3 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 6 0 0 頁 4 行目 2 文字目ないし 1 6 文字目, 6 0 7 頁 1 行目 3 1 文字目ないし 2 行目 1 8 文字 目, 6 1 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 3 7 文 字目, 6 1 6 頁 1 行目 2 9 文字目ないし 2 行目 2 4 文字目, 6 2 1 頁 3 行目, 6 2 2 頁 3 行目, 6 2 5 頁 2 行目, 6 3 2 頁 2 行 目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 2 文字目な いし 3 行目 1 文字目, 6 3 8 頁 4 行目 3 文 字目ないし 2 6 文字目, 6 4 6 頁 3 行目 1 文字目 2 2 文字目, 6 5 0 頁 3 行目 1 文字 目ないし 3 7 文字目, 6 5 1 頁 4 行目 2 3 文字目ないし 3 6 文字目, 6 5 9 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 6 6 1 頁 4 行 目 1 文字目ないし 2 1 文字目, 6 7 8 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 6 7 9 頁 3 行目ないし 4 行目 1 9 文字目, 6 8 8 頁 3 行目 1 9 文字目ないし 3 1 文字目, 7 2 0 頁 1 行目 1 3 文字目ないし最終文字, 7 2 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 7 文字目, 2 1 文字目ないし最終文字, 7 2 9 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 7 3 4 頁 3 行 目 1 文字目ないし 9 文字目, 7 3 5 頁 3 行 目 1 文字目ないし 1 2 文字目, 7 4 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 7 5 4 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 7 7 6 頁 1 行目 1 文字目ないし 2 7 文字目, 7 8 3 頁 2 行目 1 4 文字目ないし最終文字, 7 9 1 頁 2 行目 4 文字目ないし 2 1 文字目, 7 9 6 頁 3 行目 1 文字目ないし 9 文字目, 8 0 1 頁 2 行目, 8 1 3 頁 2 行目 1 文字目 ないし 7 文字目, 8 1 4 頁 3 行目 2 8 文字 目ないし 3 4 文字目, 4 行目 4 文字目ない し最終文字, 8 1 5 頁 4 行目 3 6 文字目な</p>
--	--	--

		<p>いし 5 行目, 8 1 6 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目, 1 2 文字目ないし 2 2 文字目, 8 1 7 頁 3 行目 3 6 文字目ないし 4 行目, 8 1 8 頁 1 行目 2 0 文字目ないし 3 5 文字目, 8 1 9 頁 2 行目 9 文字目ないし 2 6 文字目, 8 2 3 頁 4 行目 1 文字目ないし 9 文字目, 1 7 文字目ないし 2 6 文字目, 8 2 6 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目, 2 0 文字目ないし 3 1 文字目, 8 2 8 頁 1 行目 2 1 文字目ないし 2 行目 1 1 文字目, 8 3 5 頁 4 行目 3 文字目ないし 1 8 文字目, 8 3 7 頁 4 行目, 8 3 8 頁 5 行目 5 文字目ないし 9 文字目, 3 0 文字目ないし 最終文字, 8 3 9 頁 4 行目 2 文字目ないし 最終文字, 8 4 3 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目, 8 4 5 頁 2 行目 1 7 文字目ないし 2 0 文字目, 3 0 文字目ないし 3 8 文字目, 8 4 6 頁 3 行目 1 文字目ないし 2 9 文字目, 8 4 7 頁 4 行目, 8 4 8 頁 5 行目 4 文字目ないし 最終文字, 8 5 0 頁 5 行目 2 0 文字目ないし 最終文字, 8 5 7 頁 1 行目 3 7 文字目ないし 2 行目 1 6 文字目, 5 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目, 8 6 1 頁 1 行目 1 7 文字目ないし 最終文字, 8 6 2 頁 3 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目, 1 9 文字目ないし 2 8 文字目, 8 6 4 頁 4 行目 4 文字目ないし 最終文字, 8 7 0 頁 2 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目, 8 7 1 頁 3 行目 3 5 文字目ないし 4 行目 8 文字目, 8 7 2 頁 3 行目 1 文字目ないし 3 0 文字目, 8 7 3 頁 3 行目 3 7 文字目ないし 4 行目, 9 0 1 頁 3 行目 1 文字目ないし 1 3 文字目, 9 0 5 頁 2 行目 1 文字目ないし 2 2 文字目, 9 0 9 頁 2 行目 1 文字目ないし 6 文字目, 1 5 文字目ないし 3 2 文字目, 3 行目 7 文字目ないし 1 7 文字目, 9 1 0 頁 2 行目 1 8 文字目ないし 2 4 文字目, 9 1 5 頁</p>
--	--	---

			2行目1文字目ないし10文字目, 3行目33文字目ないし4行目, 922頁3行目, 924頁2行目, 931頁4行目, 937頁1行目1文字目ないし15文字目, 945頁3行目1文字目ないし18文字目, 947頁5行目10文字目ないし最終文字, 949頁2行目29文字目ないし最終文字, 954頁2行目1文字目ないし19文字目, 955頁4行目2文字目ないし最終文字, 958頁2行目1文字目ないし18文字目, 963頁3行目30文字目ないし4行目, 964頁3行目1文字目ないし18文字目, 980頁3行目
「確認までの間」 「備考1」「備考2」欄	各頁不開示箇所	13	33頁, 38頁, 50頁, 56頁, 73頁, 74頁, 75頁, 113頁, 132頁, 139頁, 141頁, 143頁, 152頁, 161頁, 172頁, 173頁, 175頁, 178頁, 182頁, 183頁, 207頁, 209頁, 211頁, 214頁, 216頁, 217頁, 221頁, 223頁, 226頁, 227頁, 228頁, 230頁, 231頁, 237頁, 252頁, 258頁, 260頁, 263頁, 301頁, 306頁, 316頁, 322頁, 323頁, 333頁, 334頁, 336頁, 339頁, 362頁, 366頁, 377頁, 384頁, 386頁, 403頁, 404頁, 405頁, 406頁, 407頁, 415頁, 418頁, 420頁, 427頁, 436頁, 437頁, 451頁, 463頁, 476頁, 480頁, 486頁, 488頁, 492頁, 494頁, 534頁, 550頁, 562頁, 577頁, 584頁, 591頁, 616頁, 619頁, 623頁, 629頁, 636頁, 652頁, 663頁, 667頁, 671頁, 672頁, 682頁, 683頁, 702頁, 709頁, 7

			14頁, 717頁, 721頁, 724頁, 731頁, 741頁, 771頁, 775頁, 782頁, 807頁, 815頁, 817頁, 818頁, 828頁, 846頁, 847頁, 852頁, 853頁, 887頁, 902頁, 908頁, 917頁, 923頁, 935頁
「面接者 職氏名」 欄	ア 空欄及びイを 除く各頁 イ 64頁2人 目, 113頁2人 目, 134頁1人 目, 152頁2人 目, 380頁3人 目, 403頁2人 目, 404頁2人 目, 405頁2人 目, 406頁2人 目, 407頁2人 目, 411頁, 4 96頁, 500 頁, 529頁3人 目, 574頁2人 目, 578頁, 6 09頁3人目, 6 30頁, 663 頁, 701頁, 7 04頁, 717 頁, 718頁, 7 32頁2人目, 7 87頁, 804頁 2人目, 同3人 目, 816頁, 8 46頁2人目, 8 49頁2人目, 8 50頁, 867 頁, 879頁, 8	14	—

	94頁, 935頁, 954頁, 958頁2人目, 977頁		
その他	欄内外に手書きで記載されたメモ	15	74頁欄外不開示部分のうち日付け, 208頁監督官氏名印欄不開示部分, 287頁是正期日欄不開示部分, 463頁是正期日欄不開示部分, 534頁欄外担当者印影, 679頁労働組合欄手書き部分, 682頁是正期日欄不開示部分, 711頁違反法条項・指導事項等欄不開示部分, 732頁違反法条項・指導事項等欄不開示部分, 822頁是正期日欄不開示部分

(注) 上表は、当審査会事務局において作成した。なお、諮問庁が新たに開示するとしている部分の記載は省略した。